

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

住民税

本解答は令和7年8月8日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年 8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕－50 点－

問 1 (25 点)

(1) 同一生計配偶者及び控除対象配偶者の概要 (5 点)

〔1〕 同一生計配偶者

所得割の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するもの(以下「青色事業専従者等」という。)を除く。)のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下である者をいう。

〔2〕 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者をいう。

〔3〕 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年令 70 才以上の者をいう。

(2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の概要

〔1〕 配偶者控除額 (6 点)

所得割の納税義務者が控除対象配偶者を有する場合には、その納税義務者の前年の課税標準から次の区分に応じそれぞれに定める金額を控除する。

(1) その納税義務者の前年の合計所得金額が 900 万円以下である場合…33 万円 (老人控除対象配偶者である場合には 38 万円)

(2) その納税義務者の前年の合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下である場合…22 万円 (老人控除対象配偶者である場合には 26 万円)

(3) その納税義務者の前年の合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下である場合…11 万円 (老人控除対象配偶者である場合には 13 万円)

〔2〕 配偶者特別控除額

(1) 控除額 (3 点)

所得割の納税義務者が生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの(前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者に限る。)を有する場合には、その納税義務者の前年の課税標準から一定の方法で計算した金額(最高 33 万円)を控除する。

(2) 適用除外 (2 点)

(1)の規定は、その生計を一にする配偶者が所得割の納税義務者として配偶者特別控除の適用を受けている場合には、適用しない。

〔3〕 所得税における取扱いとの相違点 (3 点)

所得控除は、納税義務者の担税力に応じた税負担を求めるために個人的な事情を考慮して総所得金額などから一定金額の控除を行い、担税力の差異による負担の不均衡を調整するものである。所得割は、地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担するという負担分任の考え方を基調としている。これは、所得税の再配分という性格と異なっており、人的控除について所得税の控除額より低い控除額となっている。

(3) 個人住民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の個人住民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合の取扱い (4点)

- ① その配偶者は、これらのうちのいずれか一にのみ該当するものとみなされる。この場合の所属は、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書（以下「申告書等」という。）に記載されたところによる。
- ② ①の場合において二以上の納税義務者につき同一人が同一生計配偶者又は扶養親族として申告書等に記載されたとき、その他①により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である納税義務者の同一生計配偶者とする。

(4) 個人住民税所得割の納税義務者の配偶者が前年の中途に死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合の取扱い (2点)

同一生計配偶者又は配偶者特別控除に規定する生計を一にする配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうちの一人に限るものとする。

問2 (25点)

① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨及び概要 (2点)

住民税は、原則として、前年中の所得に対して、その翌年に課税するいわゆる前年課税主義の建前をとっている。しかし、退職所得は通常退職後の事業資金や住宅資金等として使われ、退職した翌年にはほとんど手もとに残っていないこともあり、また、収入が極端に減少することがほとんどである。そのような状態のときに住民税を課税することは、納税義務者に非常な重圧感を与えることになり、これを避けるため、退職所得については、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する現年分離課税主義をとっている。

② 納税義務者及び課税団体 (3点)

道府県、市町村内に住所を有する個人が、退職手当等（所得税を源泉徴収されるものに限る。）の支払を受ける場合には、その退職手当等に係る所得割は、その退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在におけるその者の住所所在の道府県及び市町村において課する。

③ 税率、税額計算及び徴収方法

〔1〕 税率 (2点)

税率は、道府県民税4%、市町村民税6%とする。

〔2〕 税額計算 (3点)

特別徴収により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の区分に応じ、次に掲げる税額とする。

- (1) 退職所得申告書に支払済みの他の退職手当等の記載がない場合……その支払う退職手当等の金額について計算した税額
- (2) 退職所得申告書に支払済みの他の退職手当等の記載がある場合……その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額の合計額について計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等についてすでに徴収された又はされるべき税額を控除した残額に相当する税額
- (3) 退職所得申告書の提出がない場合……(1)と同じ。

〔3〕 徴収方法

（1） 特別徴収（2点）

市町村は、分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（2） 特別徴収義務者の指定（2点）

市町村は、（1）によって徴収しようとする場合には、その分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者を条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（3） 申告納入（2点）

特別徴収義務者は、退職手当等の支払の際、分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、一定の事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金をその市町村に納入する義務を負う。

（4） 申告納入の意義（1点）

特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。

〔4〕 所得税における取扱いとの相違点（2点）

（1） 所得税は課税団体が国であり確定申告の余地がある。

（2） 所得税では退職所得の金額は合計所得金額に含まれる。

（3） 所得税は超過累進税率である。

（4） 退職所得申告書の提出がなかった場合には、所得税の源泉徴収税率は一律 20.42%となる。

（5） 所得税においては源泉徴収の方法によっている。

④ 退職所得申告書及び特別徴収票

（1） 退職所得申告書（2点）

特別徴収義務者は、退職所得申告書を基にして特別徴収税額を計算するものであるから、退職手当等の支払いを受ける者は、その退職手当等の支払いを受ける時までに退職所得申告書はその支払者を經由して、その退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

（2） 特別徴収票（2点）

特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票2通を作成し、その退職の日以後1月以内に、1通を市町村長に提出し、他の1通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

（3） 退職所得の受給に関する申告書、退職所得の源泉徴収票との関係（2点）

申告手続及び支払事務の簡略化の見地から、退職所得申告書は所得税の「退職所得の受給に関する申告書」、特別徴収票は所得税の「退職所得の源泉徴収票」と同一の用紙によるものとされている。

〔第二問〕－50点－

○ 甲及び甲の家族の税額

氏 名	令和7年度分として 納付すべき税額の合計額	令和7年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲	386,200	<u>153,900</u> ②	<u>232,300</u> ②
甲の妻	378,500	<u>150,800</u> ②	<u>227,700</u> ②
甲の長男	103,600	<u>40,800</u> ②	<u>62,800</u> ②
甲の長男の妻	43,600	<u>16,800</u> ②	<u>26,800</u> ②
甲の父	249,000	<u>99,000</u> ②	<u>150,000</u> ②
甲の母	<u>0</u> ①	0	0

氏 名	特別徴収された令和6年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和6年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和6年度分の個人住民税額の内訳 ※令和6年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲	70,000	<u>28,000</u> ①	<u>42,000</u> ①
甲の妻	1,300	<u>1,300</u> ②	0
甲の長男	0	0	0
甲の長男の妻	0	0	0
甲の父	21,900	<u>21,900</u> ②	0
甲の母	0	0	0

○ 計算過程

甲			
(前年課税分)			
I 各種所得の金額			
給 与 所 得	6,280,000	(1) 収入金額	8,200,000
		(2) 給与所得控除額	(1) × 10% + 1,100,000 = 1,920,000
		(3) (1) - (2) =	6,280,000
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	6,280,000		
III 所 得 控 除 額			
社会保険料控除	1,160,000		
生命保険料控除	26,500	一般分	
		(1) 新契約	$11,000 \leq 12,000 \therefore 11,000$
		(2) 旧契約	$16,000 \times \frac{1}{2} + 7,500 = 15,500$

$$(3) (1) + (2) = 26,500$$

$$\text{医療費控除} \quad 35,000 \quad (180,000 - 180,000 \times \frac{1}{4}) - 100,000 = 35,000 \quad (\text{注})$$

$$(\text{注}) \quad 6,280,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$$

$$\text{扶養控除} \quad \underline{780,000} \textcircled{2} \quad 450,000 + 330,000 = 780,000$$

$$\text{基礎控除} \quad \underline{430,000}$$

$$\text{計} \quad 2,431,500$$

IV 課税所得金額 (千円未満切捨)

$$\text{課税総所得金額} \quad 3,848,000 \quad 6,280,000 - 2,431,500 = 3,848,000$$

V 納付税額

$$\text{県民税} \quad (1) \text{均等割} \quad 1,000$$

$$\text{X 県} \quad 153,900 \quad (2) \text{所得割}$$

$$\textcircled{1} \text{課総} \quad 3,848,000 \times 4\% = 153,920$$

$$\textcircled{2} \text{調整控除}$$

$$(イ) \quad 50,000 + 180,000 + 50,000 = \underline{280,000} \textcircled{2}$$

$$ロ \quad 3,848,000 - 2,000,000 = 1,848,000$$

$$ハ \quad イ - ロ < 0 \quad \therefore 0$$

$$(ロ) \quad 50,000$$

$$(ハ) \quad (イ) < (ロ) \quad \therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 152,920 \rightarrow 152,900$$

$$(3) (1) + (2) = 153,900$$

$$\text{市民税} \quad (1) \text{均等割} \quad 3,000$$

$$\text{Y 市} \quad 232,300 \quad (2) \text{所得割}$$

$$\textcircled{1} \text{課総} \quad 3,848,000 \times 6\% = 230,880$$

$$\textcircled{2} \text{調整控除} \quad 50,000 \times 3\% = 1,500$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 229,380 \rightarrow 229,300$$

$$(3) (1) + (2) = 232,300$$

(現年分離分)

$$(1) \text{収入金額} \quad 18,500,000$$

$$(2) \text{退職所得控除額}$$

$$\text{H4. 4. 1} \sim \text{R6. 10. 31} \cdots 32\text{年}7\text{月} \rightarrow 33\text{年}$$

$$8,000,000 + 700,000 \times (33\text{年} - 20\text{年}) = 17,100,000$$

$$(3) \quad \{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 700,000$$

$$(4) \text{道府県民税} \quad \text{X 県} \quad 700,000 \times 4\% = 28,000$$

$$\text{市町村民税} \quad \text{Y 市} \quad 700,000 \times 6\% = 42,000$$

21歳の長女

(非課税判定)

$$\left. \begin{array}{l} 1. \text{所得割} \quad 0 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{非課税} \\ 2. \text{均等割} \quad 0 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{非課税} \end{array} \right\} \textcircled{1}$$

		$18,676.9 \times \frac{2}{5} = 7,470.76$	
		(㍀) $(49,440 - 1,200) \times 20\% = 9,648$	
		(㍈) $(イ) < (㍀) \therefore 7,470.76$	
		④ ①－②－③＝39,889→39,800	
		(3) ①＋②＝40,800	
市 民 税		(1) 均等割	3,000
Y 市	62,800	(2) 所得割	
		① 課総	$1,236,000 \times 6\% = 74,160$
		② 調整控除	$60,000 \times 3\% = 1,800$
		③ 寄附金税額控除	
			$(24,000 - 2,000) \times 6\% + $ ^(注) $11,206.14 = 12,526.14 \rightarrow 12,527$
		(注) (イ)	$18,676.9 \times \frac{3}{5} = 11,206.14$
		(㍀)	$(74,160 - 1,800) \times 20\% = 14,472$
		(㍈) $(イ) < (㍀) \therefore$	$11,206.14$
		④ ①－②－③＝	$59,833 \rightarrow 59,800$
		(3) ①＋②＝	$62,800$
1歳の長男			
(非課税判定)			
未成年者（障害者）かつ $0 \leq 1,350,000 \therefore$ 非課税①			
甲の長男の妻			
I 各種所得の金額			
給 与 所 得	1,010,000	$1,560,000 - $ ^(注) $550,000 = 1,010,000$	
		(注) $1,560,000 \times 40\% - 100,000 < 550,000 \therefore 550,000$	
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	1,010,000		
III 所 得 控 除 額			
社会保険料控除	157,800		
基 礎 控 除	430,000		
計	587,800		
IV 課 税 所 得 金 額（千円未満切捨）			
課税総所得金額	422,000	$1,010,000 - 587,800 = 422,000$	
V 納 付 税 額			
県 民 税		(1) 均等割	1,000
X 県	16,800	(2) 所得割	
		① 課総	$422,000 \times 4\% = 16,880$
		② 調整控除	
		(イ)	50,000
		(㍀)	422,000
		(㍈) $(イ) < (㍀) \therefore$	$50,000 \times 2\% = 1,000$
		③ ①－②＝	$15,880 \rightarrow 15,800$
		(3) ①＋②＝	$16,800$
市 民 税		(1) 均等割	3,000

Y 市	26,800	(2) 所得割 ① 課総 $422,000 \times 6\% = 25,320$ ② 調整控除 $50,000 \times 3\% = 1,500$ ③ ① - ② = $23,820 \rightarrow 23,800$ (3) (1) + (2) = 26,800
甲の父		
I 各種所得の金額		
一時所得	0	宝くじ当選金に係る収入金額は非課税①
譲渡所得		総 合
総合長期	2,881,000	(1) 譲渡損益 総長 ① 骨董品 $970,000 - (540,000 + 9,000) = 421,000$ ② 特許権 $3,500,000 - (450,000 + 90,000) = 2,960,000$ ③ ① + ② = 3,381,000 (注) 書画の譲渡損失はないものとみなす① (2) 特別控除 $3,381,000 - 500,000 = 2,881,000$
配当所得		
上場分離	438,000	$123,000 + 315,000 = 438,000$ (配当割) $123,000 \times 5\% + 315,000 \times 5\% = 21,900$
雑所得	2,245,000	(1) 収入金額 3,360,000 (2) 公的年金等控除額 $(1) \times 25\% + 275,000 = 1,115,000$ (3) (1) - (2) = 2,245,000
II 課税標準		
総所得金額	3,685,500	$2,245,000 + 2,881,000 \times \frac{1}{2} = 3,685,500$
上場株式等に係る 配当所得等の金額 計	438,000 4,123,500	
III 所得控除額		
社会保険料控除	370,750	
生命保険料控除	28,000	$63,000 > 56,000 \therefore 28,000$
医療費控除	0	$230,000 - 230,000 = 0$
配偶者控除	380,000	
基礎控除	430,000	
計	1,208,750	
IV 課税所得金額 (千円未満切捨)		
課税総所得金額	2,476,000	$3,685,500 - 1,208,750 = 2,476,000$
上場株式等に係る 課税配当所得等の金額	438,000	
V 納付税額		
県民税		(1) 均等割 1,000
X 県	99,000	(2) 所得割 ① 課総 $2,476,000 \times 4\% = 99,040$ ② 調整控除

		(イ) $イ. 50,000 + 100,000 = 150,000$	
		ロ. $2,476,000 - 2,000,000 = 476,000$	
		ハ. $イ. - ロ. < 0 \quad \therefore 0$	
		(ロ) $50,000$	
		(ハ) $(イ) < (ロ) \quad \therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$	
		③ 課配 $438,000 \times 2\% = 8,760$	
		④ 配当割額控除 $21,900 \times \frac{2}{5} = \underline{8,760}$ ②	
		⑤ $① - ② + ③ - ④ = 98,040 \rightarrow 98,000$	
		(3) $(1) + (2) = 99,000$	
市 民 税 Y 市	150,000	(1) 均等割 $3,000$	
		(2) 所得割	
		① 課総 $2,476,000 \times 6\% = 148,560$	
		② 調整控除 $50,000 \times 3\% = 1,500$	
		③ 課配 $438,000 \times 3\% = 13,140$	
		④ 配当割額控除 $21,900 \times \frac{3}{5} = 13,140$	
		⑤ $① - ② + ③ - ④ = 147,060 \rightarrow 147,000$	
		(3) $(1) + (2) = 150,000$	
		甲の母	
		I 各種所得の金額	
雑 所 得	269,800	$1,369,800 - 1,100,000 = 269,800$	
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	269,800	(非課税判定)	
		1. <u>所得割</u> $269,800 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{非課税}$	
		2. <u>均等割</u> $269,800 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{非課税}$	
		②	

合格ラインの読み

理論問題は、問1では配偶者控除、配偶者特別控除に関する問題、問2では退職所得に関する問題が問われました。いずれも解答が困難な部分を除き、基本項目からの出題でした。計算問題は、解答ボリュームが多い問題でしたが、出題項目は個人のオーソドックスな総合問題でしたから、普段から演習を積んだ方は難なく解答できたと思います。全体としては、計算をスピーディーに仕上げ、かつ、理論で解答可能な部分をどれだけ正確に書くことができたかどうかで合否が決まると考えられます。

〔第一問〕

問1 解答すべき内容が明確であるため、解答範囲に迷うことはなかったと思います。(3)及び(4)は難易度が高い部分であるため、合否に大きく影響することはないと思われます。

問2 過去問及び答練で触れた問題でしたので、④の難易度が高い項目を除き難なく解答できたと思います。全体を通してボリューム過多となりますので、解答が可能な項目を中心に精度高く書けたかどうか勝負の分かれ目になると思われます。

〔第二問〕

計算問題は、項目の難易度は平易であったものの、作業量が多く、解答に要する時間は多く必要であったと考えられます。理想を言えばミスなく完答してほしい問題でしたが、例年を考えると、1～2項目のミスとそれに連動する最終値のズレは許容範囲であると考えられます。

以上を踏まえると、ボーダーラインは理論38点、計算41点、合計79点前後、合格確実ラインは理論43点、計算46点、合計89点以上になると思われます。

【住民税】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。

・本試験で大原の合格確実ラインを超えている方
・本試験で大原のボーダーラインを超えており、かつ、直前答練で概ね上位6割以内に入っている方

いずれか
YES
→

次科目の学習をお勧めします。

↓ NO

・直前答練で概ね上位6割以内に入っている方

YES
→

次科目の学習をお勧めしますが、不安のある方は、併せて初学者一発合格コースの受講をお勧めします。

↓ NO

初学者一発合格コースを受講して、年内から万全の準備をしておくことをお勧めします。

住民税 コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

（講義時間：年内2時間30分、年明3時間）

住民税を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。